

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	北條 正教
登録番号又は法人番号	19091072
所属する単位会	神奈川県行政書士会
事務所名称	北條行政書士事務所
事務所所在地	小田原市久野434番地9
処分年月日	令和8年1月28日
処分内容（種類）	会員の権利の停止処分（2年間）
上記処分をした理由	<p>当該会員は、受託した建設業関係業務2件について、一部の業務に着手せず、依頼者から預かった書類の返還を遅滞したまま、一時連絡が取れない状態となり依頼者に損害を与えた。</p> <p>また、上記会員が成年後見人となっている被後見人が入居している施設への入居費の支払いを怠り、こちらについても一時連絡が取れなくなっていた。</p> <p>これら事実は、行政書士職務基本規則第36条（職務取扱の順序及び迅速処理）、第67条（成年後見人等への就任）、行政書士法第10条（行政書士の責務）、及び行政書士法施行規則第7条（業務取扱の順序及び迅速処理）に違反し、神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則第2条第3項第7号に該当する。</p> <p>よって、神奈川県行政書士会会則第14条第1項に基づき、同第15条第1項第2号の会員の権利の停止処分を行う。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第10条 行政書士法施行規則 第7条 神奈川県行政書士会会則 第14条第1項第1号 同会則 第15条第1項第2号 神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則 第2条第3項第7号